

## 第15回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年 8月24日 (火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |  |    |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                                 |    |
| 第 2 | 会期決定について                                       |    |
| 第 3 | 会務報告   |    |
| 第 4 | 報告第 30号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について       | 1件 |
| 第 5 | 報告第 31号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について                  | 1件 |
| 第 6 | 報告第 32号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 7 | 議案第 83号 農用地の賃貸借に係る合意解約について                     | 1件 |
| 第 8 | 議案第 84号 現況証明願について                              | 1件 |
| 第 9 | 議案第 85号 農業振興地域整備計画の変更について                      | 1件 |
| 第10 | 議案第 86号 農地法第5条の規定による許可申請について                   | 3件 |
| 第11 | 議案第 87号 農用地利用集積計画の作成の要請について                    | 2件 |
| 第12 | 議案第 88号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について            | 1件 |
| 第13 | 議案第 89号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について                 |    |

### ○出席委員(15名)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君  | 2番 舟山 珠代 君  | 3番 高橋 政寿 君  |
| 5番 嶋中 勝 君   | 6番 津野 斉 君   | 7番 佐瀬日出夫 君  |
| 8番 熊谷 英二 君  | 9番 澁谷 洋 君   | 10番 渡邊 裕義 君 |
| 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 | 13番 平山 正志 君 |
| 14番 小野寺典男 君 | 15番 森田 享子 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |

### ○議事参与の制限を受けた委員(1名)

- 番 ●●●● 君

### ○欠席委員(1名)

- 4番 笛木 眞一 君

### ○その他出席者

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局長 川村 勉 君  | 振興係長 不藤さとみ 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主任 大河原 広 君   |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第15回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・小野寺 君 1番・佐藤 松喜 君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第15回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第30号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第30号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第30号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、20.6 ha。

指名年月日、令和3年8月11日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員は、熊谷委員、笛木委員、嶋中委員。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。  
これより本件に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。  
これより本件については採決致します。  
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。  
よって、番号1については、報告のとおり承認されました。  
以上をもって、報告第30号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第31号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第31号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、  
内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

- 農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第31号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、熊谷委員。

あっせん委員、笛木委員、嶋中委員。

報告年月日、令和3年8月12日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野22線東19-2。

現況地目、畑。

面積、8,453㎡外7筆、合計面積は206,639㎡。

年間賃貸料、114,080円。

借受人氏名、●●●●、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和6年2月24日までとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願い致します。

- 会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷。

報告第31号、番号1について報告致します。

あっせん委員に嶋中委員、笛木委員と私が指名されましたので、令和3年8月12日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、平成31年度から●●●●さんが北海道農業公社より貸付けを受けていた農地であります。経営移譲により●●●●、●●●●さんに賃貸を組み直すことといたしました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第31号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第32号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第32号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第32号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路267-1の内。

登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、25㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、通信用アンテナの設置。

期間永久となっております。

なお、この案件につきましては携帯電話の通信設備を建設するもので、農地法施行規則第53条14号により、農地転用の許可が不要となっております。

番号1につきましては、現地調査にあたりました佐瀬委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬。

報告第32号、番号1について報告致します。

令和3年8月12日に、小野寺委員、甲斐委員、津野委員と私、事務局より川村局長、小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから5ページに掲載されておりますのでご覧下さい。

申請者は●●●●さんで貸主の●●●●さんの土地に、電気通信基地局整備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました、7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第32号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第83号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第83号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第83号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字熊牛原野 2 2 線東 1 9 - 2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8, 4 5 3 m<sup>2</sup>外 7 筆、合計面積 2 0 6, 6 3 9 m<sup>2</sup>。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年 5 月 2 9 日。

契約期間、令和元年 5 月 2 9 日から令和 6 年 2 月 2 4 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、令和 3 年 8 月 1 1 日となっております。

番号 1 につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については、原案可決されました。

以上をもって、議案第 8 3 号、内容 1 件は原案可決されました。

#### ◎議案第 8 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 8 4 号、現況証明願について、内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第 8 4 号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり 1 件であります。

番号 1。

土地の所在、字阿歴内原野基線 1 2 9 - 1 1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4 2 7 m<sup>2</sup>。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日は、令和3年8月12日となっております。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長（津野斉君） 6番・津野君。

○6番（津野斉君） 6番・津野です。

議案第84号、番号1について報告致します。

令和3年8月12日に甲斐委員、佐瀬委員、小野寺委員、事務局より川村局長と小幡係長で現地調査をいたしました。

配布資料の6ページから7ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第84号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第85号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第85号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第85号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

区分、除外。

地番、字塘路267番地1。

現況地目、採放地。

面積、142,098㎡の内25㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始、8月16日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性は、通信用アンテナを設置するものであります。

土地選定の理由は、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外に代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第85、番号1について報告を致します。

8月11日に事務局より調査の依頼があり、8月12日に小野寺委員、甲斐委員、津野委員と私、事務局より川村局長、小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから5ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、●●●●、●●●●さんが通信用アンテナを設置するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第85号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第86号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第86号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、●番●●●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第86号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり3件であります。

番号1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字ヌッパシュナイ14-1の内。

地目、登記簿、原野 現況 畑。

面積、10,886.78㎡。ほか1筆。合計面積は16,427.72㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画は、農振農用地区域。

契約内容は、使用貸借。

転用目的は、山砂採取。

期間は許可日から令和6年9月24日まで。

掘削地、12,919.31㎡。

表土堆積場、2,385.94㎡。

搬出路、167.94㎡。

保安区域 954.53㎡。

採取量 表土103,805㎡。

山砂 44,488㎡。

調査委員は、嶋中委員、笛木委員、熊谷委員となっております。

調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番 嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番 嶋中。

議案第86号、番号1について報告いたします。

8月16日に熊谷委員、笛木委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料8ページから10ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で山砂採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替地もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東22の内。

地目、登記簿、牧場 現況 畑。

面積、22, 213.68㎡ほか1筆。合計面積は23,589.54㎡

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画は、農振農用地区域。

契約内容は、使用貸借。

転用目的は、火山灰採取。

期間、許可日から令和6年9月24日まで。

採取量 表土 87,042.23㎡。

火山灰土 130,562.52㎡。

調査委員は、嶋中委員、笛木委員、熊谷委員となっております。

なお、番号3につきまして、転用者、農地区分、土地利用計画、契約内容、転用目的、調査委員が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

所有者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東21-2の内。

地目、登記簿、牧場 現況 畑。

面積、5,077.63㎡。

転用計画内容、期間、許可日から令和6年9月24日まで。

採取量 表土 18,735.77㎥。

火山灰土 28,103.48㎥。

調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番 嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番 嶋中。

議案第86号、番号2及び番号3について報告いたします。

8月16日に熊谷委員、笛木委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料11ページから13ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さん及び●●●●さんの土地で火山灰土採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰土採取という限定的な目的で、代替地もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、議案第86号、内容3件は原案可決されました。

#### ◎議案第87号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第87号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第 87 号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり 2 件であります。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇熊牛原野 2 2 線東 1 9 - 2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8, 4 5 3 m<sup>2</sup>外 7 筆、合計面積 2 0 6, 6 3 9 m<sup>2</sup>。

利用権設定等の種類、利用権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 3 年 8 月 3 0 日から令和 6 年 2 月 2 4 日まで。

土地の引渡し時期、令和 3 年 8 月 3 0 日。

金額、年間 1 1 4, 0 8 0 円。

支払方法、毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、旧賃借人、●●●●さんとなっておりますが、法人化による賃借人の変更となっております。保有合理化の案件でありますので、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて、番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号 2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、上多和 5 7 - 2。

地目、登記簿、原野。現況 畑。

面積、43,636㎡外1筆、合計面積108,234㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月1日から令和13年8月31日まで。

土地の引渡し時期、令和3年9月1日。

金額、年間152,000円。

支払方法、毎年10月末日までに現金で支払うとなっております。

なお、番号2につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第87号、番号2について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第87号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第88号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第88号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第88号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託

契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶 6 7 4 - 5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 5, 1 8 9 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計面積は 4 6, 8 6 6 m<sup>2</sup>。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和 3 年 1 0 月 1 5 日から令和 7 年 1 1 月 2 4 日まで。

土地の引渡時期、令和 3 年 1 0 月 1 5 日。

金額、年間 1 3 9, 0 0 0 円。

支払方法は、毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座に振り込みとなっております。

これは経営移譲により●●●●さんから●●●●さんに再設定されたものです。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 8 8 号、内容 1 件は原案可決されました。

#### ◎議案第 8 9 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 3。議案第 8 9 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第 8 9 号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、綱紀粛正の徹底を図るため、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

議決を求める内容は別紙のとおりとなっております。

本議案につきましては、公的機関である農業委員として、その職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うこととなっております。

決議する内容につきましては、こちら記載してる内容のとおりとなっております。

読み上げますので、農業委員の皆様には、決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくにあたり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものと致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。  
令和3年8月24日。

標茶町農業委員会。

なお、本申し合わせ決議は、毎年総会にて決議し、継続して取り組んでいくものとなります。  
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上で事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第89号は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第15回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第15回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時34分閉会）